第15号議案

足立区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 上記の議案を提出する。

平成20年2月21日

提出者 足立区長 近藤弥生

足立区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 足立区職員の特殊勤務手当に関する条例(平成11年足立区条例第2 号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「、保健総合センター又は地域生活支援センター」を 削る。

第5条第1項第1号中「保健衛生施設」を「保健所」に改め、同項第 2号中「又は保健総合センター」を削る。

第11条第1項中「心身障害者の指導」を「心身障害者(児)の指導」に、「生活実習訓練」を「生活適応訓練」に、「授産指導」を「就労能力の向上を図るための指導」に改める。

付 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(提案理由)

組織改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。